

社会福祉法人遠賀中間会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠賀中間会（以下「当法人」という。）の理事、監事、評議員、各種委員会委員及び苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員を兼務する理事等の報酬等)

第2条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給する理事については、本規程に基づく報酬等を支給しない。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員に対し、別表1（1）の業務に応じた報酬等を支給する。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長に対し、別表1（2）の業務に応じた報酬等を支給する。

(理事長以外の理事の報酬等)

第5条 理事長以外の理事に対し、別表1（3）の業務に応じた報酬等を支給する。

(監事の報酬等)

第6条 監事に対し、別表1（4）の業務に応じた報酬等を支給する。

(各種委員会委員の報酬等)

第7条 各種委員会委員に対し、別表1（5）の業務に応じた報酬等を支給する。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第8条 苦情解決第三者委員に対し、別表1（6）の業務に応じた報酬等を支給する。

(複数業務実施時の支給額)

第9条 役員等が別表1に掲げる業務を、同一日に複数実施した場合は、各業務のうち、報酬の額が最高の業務の額を支給することとし、それぞれの業務の合算で支給しない。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第10条 役員等に対する報酬等は、報酬等の対象となる業務に出席及び出張した翌月の15日（金融機関の休業日にあたる場合は、直前の営業日）に口座振込により

支給する。

(理事の報酬総額)

第 11 条 理事に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することが出来る。

(監事の報酬総額)

第 12 条 監事に対して、各年度の総額が 40,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することが出来る。

(公表)

第 13 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 26 日に施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

(1) 評議員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
評議員会への出席	日額 2, 000円	支給しない
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤・出張	日額 2, 000円	支給しない

(2) 理事長

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
理事会及び評議員会への出席	日額 2, 000円	支給しない
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤・出張	日額 1, 600円	実費のみ支給

(3) 理事（理事長を除く）

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
理事会及び評議員会への出席	日額 2, 000円	支給しない
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤・出張	日額 2, 000円	支給しない

(4) 監事

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
理事会及び評議員会への出席	日額 2, 000円	支給しない
監事監査の実施	日額 2, 000円	支給しない
評議員選任・解任委員会への出席	日額 2, 000円	支給しない
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤・出張	日額 2, 000円	支給しない

(5) 各種委員会委員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
各種委員会への出席	日額 2, 000円	支給しない
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤・出張	日額 2, 000円	支給しない

(6) 苦情解決第三者委員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
苦情解決・虐待防止委員会への出席	日額2,000円	支給しない
上記の他、法人及び施設の業務のための出勤・出張	日額2,000円	支給しない